分類記号		規程	助成金交付規程	制定	2017.07.06		
中分類				実施	2017.07.06		
小分類	06	名		改訂	2023.10.03		

#### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人ゴールドウイン西田東作スポーツ振興記念財団(以下「本財団」という。) 定款第4条に掲げる事業を行うにあたり、その助成の対象となるものに交付する助成金等について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (助成金の交付対象)

- 第2条 この規程に基づく助成金の交付対象は、次に掲げるものとする。
  - (1) 障害者スポーツ選手または団体に対する支援を目的とした事業
  - (2)体育、スポーツの普及・振興を図ることを目的とした事業
  - (3) 顕著な成績を収めたスポーツ選手に対する支援を目的とした事業

### (募集方法)

第3条 助成金の希望者の募集方法は、公募とする。

### (実施期間)

第4条 助成金の対象となる期間は、原則として、助成金交付決定後1年以内とする。

### (申請手続)

第5条 助成金の交付を受けようとする個人及び団体は、本財団が指定する期日までに、助成金 交付申請書を、本財団に提出しなければならない。

#### (交付手続等)

第6条 本財団事務局長は、受け付けた申請書を、理事長の承認を得て、選考委員会に送付する ものとする。

なお、定める提出書類に不足や不備がある場合には、その申請を無効とし、選考委員へ報告する。

- 2. 選考委員会は、第2条の助成金の交付対象となるものを選考し、その結果を理事長に報告するものとする。選考委員会は、必要と認めるときは、申請者に対し追加資料の提出を要求し、あるいは口頭の説明を求めることができる。
- 3. 理事会は、選考委員会の選考結果に基づき、助成対象者を決定する。理事会は決定にあたり、必要に応じて選考委員の意見を聴取することができる。
- 4. 理事会で決定された事項に基づき、事務局長は、各申請者に決定事項と金額を内示するものとする。
- 5. 助成金は、全額または必要により分割した額をもって申請者に交付する。

分類記号		規程	助成金交付規程	制定	2017.07.06		
中分類				実施	2017.07.06		
小分類	06	名		改訂	2023.10.03		

## (事業変更後の承認)

- 第7条 この助成金の交付を受けた個人及び団体は、次の各号の一に該当する事由が生じたとき は、遅滞なく理事長に報告し、その承諾を得なければならない。
  - (1) 助成対象事業の内容を変更しようとするとき
  - (2) 助成対象事業を中止または廃止しようとするとき

## (助成金の決定通知)

第8条 前条により決定された助成金の決定通知は、申請者に対し電磁的記録により通知する。

### (助成金の辞退)

第9条 交付の決定を受けたものは、理事会が認める場合を除き、助成金の辞退をすることはで きないものとする。

### (助成金の決定の取消、中止、および返還)

- 第 10 条 助成金の交付を決定された者が、次の各号のいずれかに該当したとき、またはその事 実が判明したときは、本財団は助成金の交付決定を取り消し、交付を中止し、または すでに交付した一部もしくは全部の返還を求めることができる。
  - (1) 申請書に記載された活動を実施しなかったとき
  - (2) 助成金を支給目的に沿わない使途において使用したとき
  - (3) 申請書の内容に虚偽の記載が判明したとき
  - (4)疾病、不慮の事故、災難などのために活動を継続する見込みがなくなったとき。
  - (5) 助成対象者として適当でない事実があったとき。
  - (6)前各号の他、理事会が適当でないと判断したとき

#### (整理保管)

第 11 条 助成金を受けた者は、領収書および受領書など関係書類を整理保管しなければならない。

## (監査)

第 12 条 理事長は、必要があると認めたときは、理事会の承認を得て、助成金の交付を受けた 者に対し、経理ならびに活動内容等につき報告を求め、または経理ならびに活動内容 等につき監査することができる。

分類記号		規程	助成金交付規程	制定	2017.07.06		
中分類				実施	2017.07.06		
小分類	06	名		改訂	2023.10.03		

## (中間報告)

第13条 助成金の交付を受けた者は、その助成対象期間が1年を超える場合には、1年経過後、 速やかに中間報告及び収支報告を提出するものとする。

# (完了報告)

第 14 条 助成金の交付を受けた者は、助成対象期間終了後速やかに、完了報告及び収支報告を 提出しなければならない。

### (報告の公開)

第 15 条 本財団は、助成金の交付を受けた成果の全部または一部をホームページ等へ掲載する ことができる。

## (刊行物の報告)

第 16 条 助成金の交付を受けた者が、助成金による成果の全部もしくは一部を刊行または発表 する場合は、その刊行物または別刷を添付して、理事長に報告しなければならない。

# (権利の帰属)

第 17 条 助成金の対象となった事業に関わる権利は、当該事業を実施した者に帰属するものと する。ただし、特許権等を取得した場合には、速やかに本財団に届出るものとする。

#### (改廃)

第18条 この規程の改廃は、理事会の議決により行うものとする。

#### 附則

- 1 この規程の実施について必要な事項は、別に定める。
- 2 この規程は平成29年7月6日から施行する。
- 3 この規程は令和5年10月3日から施行する。